

鳥取砂丘月面実証フィールド内車庫整備業務仕様書

1 業務名

鳥取砂丘月面実証フィールド内車庫整備業務（以下「本業務」という。）

2 物件設置場所

鳥取県鳥取市浜坂東浜 1390 番地 1 鳥取大学乾燥地研究センター敷地内

※詳細は別紙 1 参照のこと

3 業務内容

実証試験に使用される月面探査車等を保管するための車庫を設計し、敷地内に整備する。(66.43 m²程度) 受注者は、車庫整備に伴う官公庁への手続（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）等関係法令に規定する法手続き全て）を確認し、必要な手続き等を行うこと。

なお、本物件における施工及び工事監理を行い、建築基準法、消防法等関係法令に適合した車庫を整備して、使用可能な状態で引き渡すものとする。

4 業務期間等

(1) 業務期間

契約締結日から令和 6 年 9 月 30 日まで

(2) 納入期限

令和 6 年 9 月 30 日

5 設置物件

建物名称	構造	備考
車庫	軽量鉄骨造平屋階建て	延べ床面積約 66.43 m ²

※詳細は別紙 2 参照のこと。

6 設置物件仕様

(1) 設置対象物件

5 に記載の物件

(2) 業務内容

建物建築及び内外装の各工事

(3) 申請手続き費用等

建物新築に伴う諸手続き及びそれに伴う費用は全て受注者が負担する。

7 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務により生ずる権利を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することはできない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

8 再委託の禁止

(1) 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託してはならない。

(2) 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、(1) の承認をしない。ただし、特段の理由がある場合は、この限りでない。

ア 再委託の契約金額が委託料の額の 50 パーセントを超える場合

イ 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

9 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、本業務の処理状況について調査し、受注者に対して報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

10 本業務に係る費用の負担

本仕様書に基づく物件の納入その他本仕様書を履行するために要するすべての費用は受注者の負担とする。

11 完了報告及び検査、委託料の支払

- (1) 受注者は、本業務を完了したときは、完了の日から15日以内に完了報告書を発注者に提出しなければならない。
- (2) 発注者は、(1)の完了報告書を受理したときは、その日から10日以内に本業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。
- (3) 発注者は、(2)の規定に基づく検査を行った結果、本業務を合格と認めるときは、その旨を受注者に通知しなければならない。
- (4) 受注者は、(3)の通知を受理した後、発注者に委託料を請求する。
- (5) 発注者は、(4)の規定による正当な請求書を受理した日から30日以内に請求に係る委託料を受注者に支払う。
- (6) 発注者が正当な理由なく支払期間内に支払を完了しないときは、受注者は、遅延日数に応じ未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を甲に請求することができる。

12 秘密の保持

- (1) 受注者は、本業務の履行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (2) 受注者は、本業務に従事する者並びに8の規定により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人に対して、(1)の規定を遵守させなければならない。
- (3) 発注者は、受注者が(1)及び(2)の規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合、受注者に対し、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

13 その他

- (1) 設置物件に関して契約の内容に適合しないものであるときは、受注者の負担で補修すること。
- (2) 発注者は、設置物件が本仕様書等に適合していないと認められた場合には、受注者に改善を命ずることができる。
- (3) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

14 工事関係特記事項

(1) 総則

- ア 関係法規、条例及び規則等を遵守すること。
- イ 工事施工中は、工事用仮設便所を設けること。
- ウ 工事範囲内は関係者以外立ち入り禁止とし、仮囲い(A型バリケード)を必ず設けること。
- エ 鳥取大学乾燥地研究センター敷地内はすべて禁煙とする。
- オ 現場責任者を定め、工事現場の安全管理を図るとともに、発注者との連絡体制を確保し対応すること。
- カ 受注者は工事の安全や物件の品質を確保するために工事の施工監理を行う。また、発注者がその監理状況等の確認が行えるように必要に応じて発注者への報告を行うこと。
- キ 工事完了時には、発注者の確認を受けること。

(2) 施工条件明示

別紙3のとおりとする。

(3) 公衆災害の防止

- ア 工事期間中は、公害、災害、危険防止等に最善の対策を行い施工すること。
- イ 工事にあたっては、低騒音、低振動型施工機械等を使用すること。

- ウ 工事期間中、交通整理員を必要に応じて配置すること。
- (4) 過積載車輛の排除
工事現場に出入する車輛は積載違反をしてはならない。
- (5) 現場等の美化推進
 - ア 工事現場に出入する車輛は、美化推進に努力し、汚損した場合は、速やかに責任をもって清掃すること。
 - イ 工事現場内及び進入路等は、定期清掃を行い、第三者に不快感を与えないよう努力すること。
- (6) 作業時間の制限
 - ア 土曜、日曜、祝日及び夜間の作業は原則として行わない。ただし、発注者の承認を得、音の出ない作業については可とする。
 - イ 作業時間は、原則として発注者と調整し決定すること。
- (7) 事故及び苦情処理
事故及び苦情が発生した場合は、速やかに対応し、処理内容を発注者に報告すること。
- (8) 第三者の安全確保
工事車輛には通行管理を徹底し、第三者の安全を確保するとともに、騒音、振動、防塵等においても大学及び近隣に配慮した計画とすること。特に学生、職員の安全確保には細心の注意を払うこと。
- (9) 設計の注意事項
 - ア 受注者は契約締結後速やかに発注者と調整の上、本仕様書に基づき実施設計書を作成し、発注者の承認を得た上で、必要な官公署等の諸手続を経て、工事着工への準備を進めること。また、確認申請等の手続に関する費用（完成検査に係る費用も含む。）は、受注者の負担とする。
 - イ アの官公署等の諸手続きで受領された届出済証等を供用開始までに発注者に提出すること。
 - ウ 材料及び寸法等については、別紙4を基本とするが、組み立て建物本体の材料、寸法等については各メーカー仕様によるものとする。ただし、事前に発注者に使用材料届出書を提出し、承認を受けること。
 - エ 本業務に係る地質調査の結果を踏まえた基礎構造とすること。
 - オ 耐震安全性の分類は、構造体Ⅲ類、建築非構造部材B類とする。
 - カ 本仕様書及び別図に記載されていない事項は以下を参考とし、発注者との協議により決定する。
 - (ア) 国土交通省大臣官房庁営繕部監修
「公共建築工事標準仕様書」建築工事編（平成31年度版）
 - (イ) 国土交通省大臣官房庁営繕部監修
「公共建築工事標準仕様書」電気設備工事編（平成31年度版）
 - (ウ) 国土交通省大臣官房庁営繕部監修
「公共建築工事標準仕様書」機械設備工事編（平成31年度版）
- (10) 使用材料について
建設に使用する資材（本体材料、内装材、設備機器等）は、中古品であってはならない。
- (11) 工事影響の被害
工事施工に起因する被害については、相手方と協議の上、受注者の責任において現状復旧すること。
- (12) その他
 - ア 第三者災害、労務災害が発生しないよう、工事作業中、作業時間外とも十分な計画のもと、安全管理に努めること。
 - イ 各使用製品等については、本仕様書記載の同等品以上のものとし、(9)のウにより、発注者の承認を受けること。
 - ウ 海岸近傍のため、外装材においては耐塩害性の高い材料を用いること。

15 工事関係その他留意事項

- (1) 地質調査
設置場所の地質調査は別途実施済みであり、地盤調査報告書は別添のとおりである。